

【宿泊約款】

【適用範囲】

- 第 1 条 1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申し込み】

- 第 2 条 1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名及び連絡先電話番号
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(別表第 1 の基本宿泊料による)
 - (4) その他当ホテルが心要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点でこれまでの宿泊契約が終了したものとご精算をして頂きます。その後、宿泊の継続申し入れを新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立と申込金の支払い】

- 第 3 条 1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 17 条の規定を適用する事態が生じたときは違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により、当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

- 第 4 条 1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

- 第 5 条 1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (4) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、泥酔等により、宿泊又は利用する他のお客様に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、喧騒な行為等により、宿泊又は利用する他のお客様に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、明らかに支払い能力がないと認められるとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (9) 宿泊に関し、暴力的要求を受けたり、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (10) 宿泊の申込者又は宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他反社会勢力が含まれるとき。
 - (11) 宿泊の申込者又は宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

【宿泊客の契約解除権】

- 第 6 条 1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 但し、当ホテルが第 4 条 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について当ホテルが宿泊客に告知したときに限りです。当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(到着予定時刻が明示されている場合その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【宿泊約款】

【当ホテルの契約解除権】

- 第7条 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊前、宿泊中を問わず、宿泊的款第5条に規定するもののうち、(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)および(11)の各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 宿泊しようとする者が、挙動不審と認められる者であるとき。
 - (3) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対する損壊や悪戯をしたとき、その他当ホテルが別に定める利用規則の禁止事項（但し、火災予防上必要なものに限る。）のいずれかに該当するとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。なお、当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、それに伴う損害については、一切の損害賠償いたしません。

【宿泊の登録】

- 第8条 1. 宿泊客は、宿泊の当日、次に掲げる事項を登録（レジストレーションカードへの記入）していただきます。
- (1) 宿泊者（同室者を含む）の氏名、住所、電話番号（連絡先を含む）、性別及び年齢
 - (2) 勤務先名（部・課）及び電話番号
 - (3) 外国人にあつては、上記(1)事項のほか国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
 - (4) 日本国内に住所を有しない外国人の宿泊者にあつては、旅券を提示していただき、複写の上保存させていただきます。
 - (5) 出発日および出発予定時刻
 - (6) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

- 第9条 1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌日正午12時迄とします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。（ただし、ご希望に沿えない場合がございますこと・予めご了承ください。）この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過料金
 - 13時まで 1室/1000円（税込）
 - 13時以降 当日の宿泊料金

【利用規則の制定及び履行と遵守】

- 第10条 1. 当ホテルは、利用規則を別に定めるものとし、宿泊しようとする者は、本宿泊約款とともに利用規則の規定を履行し、かつ遵守していただきます。

【営業時間】

- 第11条 1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【宿泊料金等の支払い】

- 第12条 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は、別表1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当ホテルの責任】

- 第13条 1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときはその損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から防火優良認定証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【宿泊約款】

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

- 第 14 条 1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず他の宿泊施設のあっ旋ができない時は、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないとき補償料は支払いません。

【寄託物の取扱い】

- 第 15 条 1. 宿泊客がフロントにお預けになった品物、現金、有価証券及びその他の高価品（貴重品を含む）について、滅失、毀損等が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除きその損害を賠償します。ただし、現金、有価証券及びその他の高価品（貴重品を含む）については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 20 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が現金、有価証券及びその他の高価品（貴重品を含む）を 貴重品箱に格納する場合には、前項の規定にかかわらず当ホテルの貴重品箱借用規定によることといたします。
3. 宿泊客がホテル内にお持込になった品物、現金、有価証券及びその他の高価品（貴重品を含む）であって、フロントにお預けにならなかった物については、当ホテルの故意又は過失により、滅失、損等の損害が生じた場合はその損害を賠償します。ただし、宿泊客から予め種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、20 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保第】

- 第 16 条 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトされたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者からの連絡、指示により対処することとし、その他の処置については当ホテルの取扱い基準に基づくものとします。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 3 項の規定に準じるものとします。

【宿泊客の責任】

- 第 17 条 1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被った時は、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金の内訳（第 2 条第 1 項および第 12 条第 1 項関係）

宿泊者が支払うべき総額	内訳
宿泊料金	①基本料金・室料
追加料金	②飲食料【又は追加飲料（朝食以外の飲食料）】 ③サービス料（②×10%）
税金	④消費税（地方消費税を含む） ⑤宿泊税（2019 年 6 月 1 日より適用）

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約申込室数	契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2 日前	3～7 日前	8～14 日前
一般	1～14 名まで	100%	100%	50%	-	-	-
団体	15 名以上	100%	100%	100%	80%	50%	30%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 14 日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊室数の 10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数について違約金はいただきません。

【宿泊約款】

【ご利用規則】

当ホテルでは全てのお客様に安全かつ快適にお過ごしいただけますように、宿泊約款第 10 条の定めにある通り、下記の規則をお守りくださいますようお願いいたします。万一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第 7 条第 1 項により、客室及び当ホテル内の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいますようお願い申し上げます。

- ・規定場所以外での喫煙はご遠慮ください。
 - ・ホテル内での暖房用、炊事用等の火器はご使用にならないで下さい。
 - ・ホテル内に次のようなものをお持ち込みにならないで下さい。
- 1、 動物などその他のペット類一般（但し、補助犬を除きます。）
 - 2、 悪臭・異臭を発生するもの
 - 3、 著しく多数量な物品
 - 4、 火薬・摘発油等発火又は引火しやすいもの
 - 5、 所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
 - 6、 その他、他のお客様の安全性を脅かす物件と認められるもの
- ・ホテル内で賭博または風紀を乱すような行為はなさないで下さい。
 - ・ホテル内で他のお客様にご迷惑を及ぼすような高声、放歌、または喧嘩な行為はなさないで下さい。
 - ・睡眠薬その他の薬物の使用により他のお客様あるいはホテルに迷惑をかける行為はおやめ下さい。
 - ・他のお客様に不快感をあたえたり、迷惑をおかけしたりするような疾病をお持ちの方のホテル利用はお断りさせていただいております。
 - ・ホテル内の諸設備物品を当ホテルにご相談なく他の場所へ移動させる等、現状を変更するようなことはなさないで下さい。
 - ・不可抗力以外の事由により建造物、家具、備品その他の物品を損傷、紛失、あるいは汚染された場合には、相当額を弁償していただくことがあります。
 - ・客室を当ホテルの許可なしに宿泊および飲食以外の目的にご使用にならないで下さい。
 - ・ホテル内の営業施設以外の場所に許可なく立入ったり、立入りを強要したりなさないで下さい。
 - ・ホテル内に当ホテルの許可なしに飲食物をお持ち込みになったり、外部から出前をおとりになることはなさないで下さい。
 - ・ホテル内では当ホテルの許可なしに・広告物の配布・掲示または物品の販売等はなさないで下さい。
 - ・廊下やロビー等の場所に所持品を放置なさないで下さい。
 - ・ホテルの外観を損なうようなものを窓際に陳列なさないで下さい。
 - ・お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料等の立替えはお断りさせていただきます。
 - ・お忘れ物、遺失物の処理は法令にもとづいてお取扱いさせていただきます。
 - ・宿泊に際し現金・貴金属等の貴重品は貸金庫（無料）またはフロントへお預けください。それ以外の場所での紛失についてホテルは一切責任を負いかねます。
 - ・未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
 - ・ご予約の宿泊日数を変更なさる場合は、予めフロント係員にご連絡ください。ご延長の場合はそれまでのお支払いをお願い申し上げます。
 - ・ご滞在中、フロントからお勘定の提示がございましたらその都度お支払いください。
 - ・料金のお支払いは通貨又は当ホテルが認めたクレジットカードによりフロントにてお支払いください。尚、旅行小切手以外の小切手での支払いには応じかねますのでご了承下さい。
 - ・ホテル内で撮影された写真等を営業上の目的で公になさることは法的処置の対象となることがありますのでご注意ください。
 - ・勝手ながら所定の税金のほかお勘定の 10%をサービス料として加算させていただきます。
 - ・従業員への心づけはご辞退申し上げます。
 - ・ナイトウェア、パジャマ、スリッパなどで廊下等客室外にお出にならないで下さい。

初版:2017年11月11日

改訂:2020年5月15日